

第5回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について

平成17年7月11日

内閣府

犯罪被害者等施策推進室

第11条関係

①窓口の一本化について

(回答)

- 1) 基本計画策定後、遅滞なく、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、各地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。
- 2) 住民に身近なところで支援等が行われることが重要であることから、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業が実施できるよう、必要な調整を行う。
- 3) 窓口の一本化という要望については、その意味するところが一部明確でない部分もあるが、相談を持ち込めば必要な情報を入手できるのみならず必要な全ての支援を受けられるようなコーディネートをする専門の機関を想定した要望とも考えられる。その場合、内閣府としても機関間のコーディネートの必要性について理解しているところであり、また、第11条関係の⑦にある「犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成」は、当該要望の一環で出てきているものと理解している。

このコーディネーターの役割は、内閣府としては、特定の専門的な機関を設けて行わせるのではなく、むしろ、どの支援機関・団体等も、その役割を担えるようにすることが重要と考えている。犯罪被害者等について、その被害を受けた犯罪の種類や被害者との関係が、個々の状況に応じて異なる中、被害者にとっては、自分が望む機関・団体等を選び、どの機関・団体等からでも、縦横の網の目のような連携（いわば「立体的、網の目状」のネットワーク）を作りながら、それぞれの機関・団体が、たらいまわしにすることなく適切に対応していけるような体制作りが重要である。この考え方は、第1回検討会における構成員の発言にも同旨のものがあり、また、基本法第3条第2項の基本理念にも合致する。

そうした「立体的、網の目状」のネットワークを構築することにより、既存の窓口のどこに行っても必要な情報やサービスが得られるとともに、当該窓口では得られな

い支援や活動等に関する情報についても、当該支援等を受けることができる他の窓口
に責任をもって適切に導いていくことが可能となる。

一方、一定の政策目的を達成するための既存の取組が存在するところ、こうした既存の取組を中核にしつつ、これらを「立体的」すなわち、政策目的をまたがる、省庁横断的なネットワークとして厚みのある連携体制としていくことで、犯罪被害者等にとっては、情報収集や相談の持込みにおけるたらい回しや重複説明等の負担を回避でき、また、被害回復の諸過程において途切れない支援体制が実現することで様々な労苦が軽減されるものとする。

こうした「立体的、網の目状」のネットワークを、特に住民に身近な行政を行う地方のレベルにおいて実現するため、内閣府としては、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省が連携し、特に地方公共団体における「立体的、網の目状」のネットワークの構築の現状を把握するとともに、そうしたネットワークの在り方について、省庁横断的に検討の上、各地方公共団体において、適切なネットワーク作りの端緒としてもらうことを考えている。

③犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性の向上

(回答)

- 1) 都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、各地方公共団体の担当部局を把握するとともに、会議において、関係窓口一覧や基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、配布する。
- 2) 被害者どうしに出会うための情報の整理等を行い、各団体における活動等を紹介するためのポータルサイトについては、新たに、犯罪被害者等の間のネットワーク作りを円滑に行えるような、犯罪被害者団体等専用のポータルサイトを開設すべく、必要な調整を行う。
- 3) インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。
- 4) なお、内閣府においてもすでに、犯罪被害者等施策のHPを開設しているところ、関係法律の整備その他必要な情報の更新を行い、充実したものとなるようにしたい。
- 5) 特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者団体等の情報は、今年度開設する「NPOポータルサイト」にて検索を行うことで取得可能となる予定である。

⑦犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成

(回答)

コーディネーターや専門的チームの育成に係る要望については、これらの者は関係機関のネットワーク等を実効ならしめる上で大きな役割が期待されるものであると考えられることから、上記①の３)における、ネットワークの在り方に関する「検討」において、関係省庁との間で、あわせて議論されるべきものとする。

第21条関係

②その他人材等の養成

(回答)

第11条関係①の３)における、ネットワークの在り方に関する「検討」において、ネットワークの中で、どのような人材を、どのように育成していくことができるかを、関係省庁との間で、あわせて議論されるべきものとする。

③犯罪被害実態等に関する調査研究の充実

(回答)

- 1) 犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、類型等ごと、例えば３年程度の周期で継続的な調査（追跡調査（パネル調査）を想定）を行うべく、必要な調整を行う。
- 2) なお、女性に対する暴力については、平成１１年度以降、被害の実態把握に関する調査を実施しており、平成１７年度においては、配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手などからの暴力についても、調査を実施する予定である。

第22条関係

①民間の団体に対する財政的援助の充実

(回答)

推進会議の下で開催されることとなる、経済的支援を手厚くするための制度の検討において、その財源についても議論されることとされた。これにかんがみれば、民間の団体に対する財政的援助についても、現状の施策を充実していく一方で、その全体としての在り方（財政資金の出所、援助の経路、被支援団体の対象、援助されるべき事務の範囲等）について、同様に、推進会議の下に検討の場を設け、例えば2年以内と期限を区切って検討していくことが望ましい。

②その他必要な施策

(回答)

- 1) 政府広報との連携を図り、その中で、支援センター等の活動を、必要に応じて紹介していく。
- 2) 関係省庁から支援団体に職員を派遣すべしとの要望については、要望から見ると、関係省庁の職員が、実際の支援の「現場」を知るための、支援団体への（短期の）研修という性格のものと捉えられる。内閣府の職員に関して、こうした研修が可能かどうか、また、研修を受けるべき職員の所属部署・役職等について、府の内外の関係機関や、想定される受入側との間で協議・検討してまいりたい。
- 3) 全国的な犯罪被害者支援センターの整備については、センターの設立・運営等を支援する国の行政機関及び地方公共団体との連携の中で、内閣府として何ができるか、上記①の1)で記載した「検討の場」の枠組みの中で、あわせて検討したい。
- 4) 自助グループの開設と交流等については、そもそも自助グループは、それぞれの被害当事者どうしが互いのニーズ等を持ち寄って自主的に開設・運営等なされるものであると承知しているところ、行政がその開設そのものに携わることは不適切であると考えるが、自主的な開設の過程における必要な情報提供や支援等については、それぞれ関係する省庁の取組の中で適切に行われるべきであると考える。

また、自助グループどうしの交流については、先述の、犯罪被害者団体等専用のポータルサイトの開設・運営について、必要な調整を行っていく。

- 5) 被害者会館の創設については、そのニーズが不明であるところであるが、民間団体への総合的な支援を一元的に行う国の機関の創設ということであれば、「検討の場」において、その必要性及びあり方等についてもあわせて議論されるべきものである。一方、被害者が集える「場所」を求めるものであるとすれば、犯罪被害者等が暮らしている地域の公共施設利用の利便性促進について依頼していく。
- 6) 特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく犯罪被害者団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。

（以 上）

大久保構成員意見に対する内閣府の考え方 (支援等のための体制整備への取組関連)

【大久保構成員意見】

〔現状認識〕について、民間団体に対する現状認識が甘いように感ずる。
・・・日本のボランティア活動は、時間のある人が自分にできることを都合のよい時間に行うという認識が大きいため、極限状態に置かれている被害者の心情を理解し、適切な対応をすることが困難で、ボランティア相談員により二次的被害を受けたと訴える犯罪被害者が多くいる。・・・

・・・「時間的余裕のある柔軟な対応やより多くの犯罪被害者等への対応を可能とするなどの利点が指摘されており、こうした民間団体は、きめ細かい実質的な支援の担い手として不可欠な存在と評価されている」という表現は、犯罪被害者が置かれている困難な現状を理解していない。犯罪被害者は可能であればボランティアではなく犯罪被害者支援の専門家に支援されたいと願っている。・・・

【上記意見に対する内閣府の考え方】

内閣府原案は、現在のわが国の民間団体の状況を前提に述べているものではなく、民間団体のあるべき姿を前提とした現状認識を述べているものである。民間団体のこのようなあるべき姿を前提にすれば、民間団体による支援においても御意見にあるような専門家による支援も可能であり、御意見の趣旨と相違はないと考える。

【大久保構成員意見】

〔現状認識〕について、民間団体という組織を設置するだけでなく「犯罪被害者支援に精通した人材及び支援センターを取り巻くボランティアも必要」という表現にすべき。

【上記意見に対する内閣府の考え方】

内閣府原案は、わが国の民間による犯罪被害者等に対する支援の現状について質の大幅な拡充も必要としているものであり、御意見の趣旨と相違はないと考える。御意見を踏まえ、その趣旨をさらに明確にするために、「・・・不足しており、犯罪被害者支援に精通した人材の確保・養成を始め、大幅な拡充・・・・」としたい。

【大久保構成員意見】

関係省庁から支援団体への職員派遣には、関係省庁から訓練された職員が研修に派遣されることで民間団体相談員の資質の向上にも役立つため、民間団体の人材育成に寄与する一環として、派遣いただきたいと要望しているものである。

【上記意見に対する内閣府の考え方】

内閣府の職員に関して、御指摘の観点も踏まえ、そのような派遣研修が可能かどうか、また、研修を受けるべき職員の所属部署・役職等について、内閣府の内外の関係機関や想定される受入側との間で協議・検討してまいりたい。